



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 3 日 (金)  
第 8 4 1 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (564) (経済通商総室) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (565) (農地・水保全課) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (566) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
テックランド倉吉店  
倉吉市清谷町二丁目143外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町1-1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年3月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,467平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 57台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 13台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 44.1平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 37.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 1か所

イ 位置 8 の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出年月日

平成 24 年 7 月 17 日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成 24 年 8 月 3 日から 4 月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町 722 倉吉市産業環境部商工課

11 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第 565 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成 24 年 7 月 26 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 24 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第 566 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 8 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡 2100-1	いんくる広場	西伯郡伯耆町福岡 2100-1	共同生活介護、共同生活援助	平成 24 年 7 月 31 日

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成24年10月18日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成24年10月18日（木）	午前11時30分から

#### 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第23会議室、第32会議室及び第34会議室

#### 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

#### 5 受験手続

##### (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

##### (2) 受付期間

平成24年8月13日（月）から同年9月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成24年9月7日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

##### (3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部総合事務所生活環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糀町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

(1) 発表日 平成24年10月29日(月)

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(電話0857-26-7185)又は所管の各総合事務所生活環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。